

第1 評価の対象とした政策等

1 評価の対象とした政策

本評価において対象とした政策は、「児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援」(児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。)第4条第1項)に関する政策である。

(注) 後述第2の1のとおり、児童虐待防止法については、平成12年の制定以降、16年及び19年に改正されている。本評価においては、当省の実地調査開始時(22年4月)において施行されていた政策を対象とすることを基本とし、統計データ等については、できるだけ最新のものを使用した。

2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期

総務省行政評価局 評価監視官(内閣、総務、厚生労働、防衛担当)

平成21年12月から24年1月まで

3 評価の観点

本評価は、児童虐待防止法等に基づき、総合的に推進することが求められている児童虐待の防止等に関する政策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、全体として評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施したものである。

4 政策効果の把握の手法

児童虐待の防止等に関する政策については、児童虐待防止法等に各種規定は定められているものの、政府全体としての閣議決定等による基本方針・基本計画等児童虐待の防止等に特化した明確な政策体系はない。また、児童虐待が発生していても保護者や被虐待児童が自覚していない場合や、関係者、近隣住民が児童虐待を疑っていても児童相談所等への通告をためらうケースがあるなど、児童虐待の発生状況を正確に把握することは容易ではなく、これらのような潜在している児童虐待の発生状況に関する統計データもない。

このようなことから、児童虐待の防止等に特化した政策体系に基づく政策目標や児童虐待の防止等に関する政策の効果を測定するための指標は定められておらず、政策効果の発現状況を評価するに当たっては、その手法に工夫が必要な状況となっている。

以上のような状況を踏まえ、今回の評価に当たっては、次の手法を用いた。

(1) 実地調査の実施

本政策を所掌する関係 5 府省（内閣府、国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省）、地方公共団体、児童福祉施設、関係団体等を対象に、主に次の観点から実地調査を行い、講じられている各種施策が児童虐待の防止等に有効に機能しているかについて把握・分析した。

- ① 育児の孤立化防止のための事業等により児童虐待の発生が抑えられているか。
- ② 保育所、小・中学校及び医療機関における早期発見に係る取組により、これらの機関からの通告件数が増加しているか、また、速やかな通告が行われているか。
- ③ 児童相談所及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、児童虐待に適切に対応するために必要な体制は整備されているか。
- ④ 保護者に対する援助は適切に実施され、児童虐待の程度の改善に結び付いているか。

また、社会的養護体制の基盤整備を進めるために児童養護施設等の小規模化等が図られているか、家庭的養護の受け皿を充実させるために里親の普及や委託の促進が図られているか。

- ⑤ 要保護児童対策地域協議会における関係機関の連携は図られているか。

(2) 意識等調査の実施

地方公共団体及び児童福祉施設において本政策に携わる実務担当者を対象とした意識等調査を実施し、現在行われている各種施策の現状認識や満足度、国及び地方公共団体が今後重点的に取り組むべきと考える事項等を把握・分析し、その結果を平成 22 年 12 月 7 日に公表した。意識等調査の対象者等は、図表 1－①のとおりである。

なお、意識等調査の結果については、総務省ホームページに公表している (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/38031.html)。

図表 1 - ①

意識等調査の対象者等

(単位：人、%)

調査対象		対象者数	回答者数	回収率
児童相談所 児童福祉司	全国の児童相談所 (205 か所)各 4 人	820	688	83.9
市町村児童虐待 相談対応担当者	全国の 1,750 市町村各 1 人	1,750	1,429	81.7
小・中学校担当者	26 都道府県の県庁所在市内の公立 学校の半数 (2,462 校) 各 1 人	2,462	1,952	79.3
保育所(園)担当者	26 都道府県の県庁所在市内の全 公立保育所 (1,657 か所) 各 1 人	1,657	1,410	85.1
児童福祉施設担当者	全国の児童福祉施設 (全 780 施設) 各 2 人	1,560	1,270	81.4
合 計		8,249	6,749	81.8

(注) 児童福祉施設のうち、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設を対象とした。

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

(1) 政策評価・独立行政法人評価委員会（政策評価分科会）

本評価の企画立案及び政策評価書の取りまとめに当たって、次のとおり、政策評価・独立行政法人評価委員会の下に置かれる政策評価分科会の審議に付し、本評価の全般に係る意見等を得た。

- ① 平成 21 年 11 月 27 日：政策評価計画
- ② 平成 23 年 4 月 22 日：調査の状況（政策評価の方向性）

なお、上記分科会の議事要旨及び議事録については、総務省ホームページに公表している (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/dokuritu_n/hyoukaiinkai.html)。

(2) 「児童虐待の防止等に関する政策評価（総合性確保評価）」に係る研究会

本評価において対象とした政策の関係分野における学識経験者から成る研究会を平成 21 年 11 月に発足させ、政策評価計画の検討、政策効果の発現状況の把握方法、把握したデータの分析手法等に対する具体的な助言、政策評価書の取りまとめに当たっての意見等を得た（3 回開催）。

6 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

当省が実施した実地調査及び意識等調査の結果のほか、主として次の資料を使用した。

- ① 関係府省のホームページに掲載された児童虐待の防止等に関する政策の概要、統計データ等
- ② 福祉行政報告例（厚生労働省）
- ③ 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 1 次～第 7 次報告、

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（厚生労働省）